

令和7年度 インフルエンザ予防接種助成業務 FAQ (よくある質問)	
Q1	対象者は誰ですか
A1	<p>神戸市職員共済組合員 本人に限ります。 (接種日現在に組合員であることが必要です。)</p> <p>※短時間勤務職員(会計年度、再任用等)も対象です。 ※教員・学校事務職員は公立学校共済組合員のため対象外です。 ※退職派遣職員は、対象ですが取扱いは共助組合となります。</p>
Q2	神戸市外の病院で接種しても対象になりますか
A2	どの地域の病院でも対象となります。
Q3	振込口座は自由に選択できますか。
A3	<p>選択はできません。助成金の振込は原則給与併給となります。</p> <p>詳しくは、令和7年9月〇日付け神共済第〇号『令和7年度インフルエンザ予防接種助成の実施について(通知)』および共済組合HPをご確認ください。</p>
Q4	ホームページから申請しない場合、領収証は返却してもらえますか。
A4	<p>返却いたしません。</p> <p>医療費控除の特例であるセルフメディケーション税制の適用を受けようとする方は、<u>領収証の写し</u>を送付してください。 (参考ページ) 国税庁「セルフメディケーション税制」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1129.htm</p>
Q5	個人から直接提出しても構いませんか。
A5	個人毎に申請・提出をお願いします。
Q6	電子マネーやクレジットカードで支払い、後から還元(ポイント付与)を受けた場合の自己負担額はようになりますか。
A6	<p>窓口で支払った額で申請してください。</p> <p>(例) 電子マネーにて 3,000 円を支払い、後から 1,000 円の還元を受けた。 ⇒ 自己負担額を 3,000 円として申請してください。</p>
Q7	WEB申請ができない。領収証の写真添付がうまくいかない。
A7	<p>紙で申請してください。</p> <p>神戸市職員共済HP (https://kobe-kyosai.jp/?page_id=86) から様式をダウンロードし、領収証を添付のうえ庁内メールにてご提出ください。</p>